

福島県建築関係工事特記仕様書【R7年1月版】

I 工事概要

1 工事名称 _____
 2 工事場所 _____
 地内
 3 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第1区分	備考
1					
2					
3					
4					

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)		
受電設備	配電盤	・屋内用 ・屋外用 ・ヨーブル式配電盤 ・高圧スイッチギヤ
電力貯蔵設備	蓄電池装置	・風用蓄電装置 ・非常用原動電源、受電設備制御電源専用 ・非常用原動電源専用 用途 容量(kW) (UPS)
光電機器	原動機 発電機 定格出力 太陽光発電装置	() 相 () 総式 電圧(V) 50HZ () kVA () kW () 電発装置 () kVA
中央監視制御設備	管理点数 管理対象	() 点 ・電力設備 ・発電設備 ・防災設備 ・給排水衛生設備 ・空調設備 ・昇降機設備

5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)		
空気調和方式	ダクト方式 FCU方式 ダクト併用方式 パッケージ方式	・()
主要熱源機器	吸収冷凍水機 空気熱ヒートポンプユニット	・吸収冷凍水機ユニット ・パッケージ型空気調和機 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
換気設備	換気換気 換気排気 自動開閉換気	() 有 () 無 () 有 () 無 ・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給水設備	水道直結方式 ポンプ直結方式	() 上水 () 井水 () 中水 ・埋压ポンプ方式
排水設備	建物内の污水と離排水 ポンプ排水 污水排放先 排水処理先	() 分便 () 合便 () 溝水 () 雨水 () 排水 ・無 () 公共下水道 () し尿管化槽 () し尿管化槽 ・無
消防設備	屋内消火栓 連結消火栓 二酸化炭素消火 新ガス系消火 都市ガス 液化石油ガス	() 1号 () 2号 ・連結消火栓 ・消火栓 ・二酸化炭素消火 ・新ガス系消火 ・都市ガス ・液化石油ガス

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無事項は、次による。

※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「建築工事標準詳細図(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「公共建築工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・環境監修)
 ※「公共建築工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・環境監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
 ※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
 ○印の付かない場合は、×印の付いたものを適用する。
 ○印と×印の付いた場合は、両方を適用する。
 ※印を適用しない場合は、×に変えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある〔県： 〕と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、〔 〕書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項目番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目	特記事項	
一般共通事項	1 ○ 1 通用基準等	・共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部) ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監修指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※ よくま共通基準等ニバーサルデザイン指針 ※ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種： 全工程、一部工種 (JASS)) ※ 建築関係工事における週休2日促進工事実行要領 (※ 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領) ※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部) ※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領
	2 ○ 2 施工条件	・下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ()) (2) 貨物置き場 (※ 構内 ()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ())
	3 ○ 3 工事実績データの作成、登録	工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。
	4 技能士	※ 適用する ● 適用しない 通用工事種別 建築工事(鉄筋組立作業) コンクリート工事(型枠施工) 鉄骨工事(柱) () ブロック、ALC・カルブール工事、PCカーテンウォール工事 防水工事(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、ガラス施工) 施工防水工事(作業、シーリング防水工事)
	5 イメージアップ	・適用する 通用工事種別 石工事(石材施工(石切り施工)) 大工事(建築大工) 小工事(建築小工) 施工工具(ツイストドリル、ドリル、ドライバー、ハサミ等) 保護工具(安全帽、安全靴、安全帯等) 衣類(作業服、作業靴)
	6 発生材の処理	・適用する 有資材 引き渡しをするもの 現地において再利用化を図るもの
	7 監督員事務所	建設副産物 处理方法 積算上の施設名称(※1)
	8 工事用表示板	・適用する 適用しない
	9 施工壁標	・適用する () 設置は建築工事とする 適用しない
	10 色彩計画	※ 色彩計画あり () 図示 監督員との協議による 色彩計画無し
11 使用材料等	使用材料の製造所、製品及び施工業者は特記されたもの又は同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督員の承認を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価基準」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。	
12 特別な材料の工法	共通仕様書等に記載されてない特別な材料の工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。	
13 風荷重等	※ 建築基準法に基づき定められた風速(V0) (m/sec) ※ 建築基準法に基づき定められた積算荷重 ()	
14 記録報告	1) 報告時期 工事履行報告書は、下記により提出する。 ※ 毎月1回 ○ 監督員の指示 内 容 工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真 月間報告書、各工事の区分毎の社内検査報告書(写真含む)	
15 電子納品	電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(登録工事編)による納品を行う。 対象書類 () 工事写真、施工計画書 * 完成図 * その他() ※ 檢査用機器(パソコン、モニタ等)は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 ※ 工事写真のスマネイロ一覧を提出する。	
16 完成時の提出書類	(1) 完成図 () 提出する (2) 建築物の保全に関する書類 () 提出する (3) 完成図 () 提出する (4) CADデータ、PDFデータ(1式) () 提出する () (※ CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。 ※ PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。)	
17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)	(1)種類及び記入内容 種類 記入内容	
18 計算CADデータ貸与	※ 有 () 無	
19 工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。 検査前 検査中 検工 部数 既済検査 ○ ○ 1部 塗工検査 ○ ○ ○ ○ 1部 (1部)	
1 一般共通事項	1 ○ 20 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。
	21 設計GL	※ 図示による BM± ()
	22 覚存部分等への処置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。
	23 他工事との取合い	工事区分別表-1による。 施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
	24 建築材料 設備機器等	ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は規制対象外 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。
	25 電気工事士	電気工事法の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事により施工を行う。
	26 火災保険等	(1) 火災保険 ※ 適用する () 保険期間: 期初+14日 (2) 法定外の労災保険の付保 () 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
	27 官公庁への届け出等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。
	28 標工期	・総合工事運転調整を行なう場合に限ること。 標定期間は、()契約工期末の 日間 備品への運搬開始時期は下記よりとする。なお、本受注後の電力基本料金は、()ヶ月分とする。 ① 供給開始時期 () 契約工期末の 日前 ② 供給終了時期 () 空氣調和設備機器類 () 標定期間 () 自動制御設備機器類 () 標定期間 () 工事等受注者間での調整による
	29 BELS申請書作成及び申告手続き	(1) 建築物省エコマーク性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申告手続き () 行う () 行わない (2) 分離発注の場合は、※ 分離発注の場合は、() 工事受注者が、申請書作成及び手続き手続を行う。 (3) 分離発注の場合は、申請書作成者へ申請手續を提出すること。 (4) 建設物にBELS表示を行う。 ※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行なう受注者が行う。 表示は、() 材質: () サイズ: () とする。
	30 週休2日促進工事	※ 本工事の効率方式は、発注者の指定型である。 () 週休2日促進工事・遅延・月単位 () 週休2日交替制促進工事・遅延・月単位 () 完全週2日促進工事
	31 入札時積算数量書活用方式	※ 本工事は入札時積算数量書活用方式の対象工事である。 本方式では、入札時ににおいて受注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の変更について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
	32 情報共有システム	※ 建築関係工事共通仕様書による。
	33 連絡協議	※ 建築関係工事共通仕様書による。
	34 建設キャリアアップシステム(CCUS)	(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。 (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
35 その他	本工事の施工にあたって資機材及び労働者の遅延に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。	
2 ○ 1 仮開い	・波形钢板 ※ 万能板鋼 キャスター 単管+シート張り	
2 ○ 2 危険防止	※ シート張り 金アミ	
3 ○ 3 足場	・本工事 () 内部足場 () 外部足場 基礎足場 おな、本工事で設置した足場、桟橋、作業構台の頃は、無償で別契約の関係受注者等に使用されること。 別途 () 別契約の関係受注者が設置した足場、桟橋、作業構台の頃は、無償で使用できる。)	
4 ○		

章	項目	特記事項																																																														
1 工事項目（電気設備工事）○印を付したもの																																																																
電気設備共通事項	工事項目	1 2 3 4 廊外																																																														
	電灯設備																																																															
	2 動力設備																																																															
	3 電熱設備																																																															
	4 雷保護設備																																																															
	5 受変電設備																																																															
	6 電力貯蔵設備																																																															
	7 発電設備																																																															
	8 情報内線通信網設備																																																															
	9 情報内交換設備																																																															
	10 情報表示設備																																																															
	11 映像・音響設備																																																															
	12 防災設備																																																															
	13 聴導支援設備																																																															
	14 テレビ共同受信設備																																																															
	15 監視カメラ設備																																																															
	16 駐車場監視設備																																																															
	17 防犯・入退室管理設備																																																															
	18 火災報知設備																																																															
	19 中央監視制御設備																																																															
	20 構内配電線路																																																															
	21 構内通信線路																																																															
	22 テレビ電波障害防除設備																																																															
	23 敷去工事																																																															
	24																																																															
	25																																																															
	26																																																															
工事项目的分類は、公共建築工事内訳標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																																																																
項目 特記事項																																																																
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																																																															
○ 2 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は同等以上のものとする。 〔県：第1編1.5.1〕 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 〔県：第4編1.2.1〕																																																															
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 〔県：第1編1.5.3〕																																																															
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解説、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者(NTT等)の内規を遵守して完全に施工する。																																																															
○ 5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター」による。 (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・特定の施設(甲類1 、 甲類2 、 乙類1 、 乙類2) ・一般的な施設(その他) (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。	〔県：第4編1.3.1〕																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>特定の施設</th> <th>一般的な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲類1.2 及び 乙類1.2</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> </tr> <tr> <td>耐震クラスS</td> <td>耐震クラスA</td> <td>耐震クラスB</td> </tr> <tr> <td>上層階・屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) () 内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する</p>			耐震安全性の分類			設置場所	特定の施設	一般的な施設	甲類1.2 及び 乙類1.2	その他		重要機器	一般機器	重要機器	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB	上層階・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	0.6	1階及び地下階	1.0	0.6	0.4	(1.5)	(1.0)	(0.6)																																
耐震安全性の分類																																																																
設置場所	特定の施設	一般的な施設																																																														
甲類1.2 及び 乙類1.2	その他																																																															
重要機器	一般機器	重要機器																																																														
耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB																																																														
上層階・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0																																																													
中間階	1.5	1.0	0.6																																																													
1階及び地下階	1.0	0.6	0.4																																																													
(1.5)	(1.0)	(0.6)																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~6階建</td> <td>最上階</td> <td>10~12階建</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7~9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table>			建物階数	上層階	建物階数	上層階	2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階	7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																		
建物階数	上層階	建物階数	上層階																																																													
2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階																																																													
7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																													
<p>※ 上層階の定義は次による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~6階建</td> <td>最上階</td> <td>10~12階建</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7~9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table>			建物階数	上層階	建物階数	上層階	2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階	7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																		
建物階数	上層階	建物階数	上層階																																																													
2~6階建	最上階	10~12階建	上層3階																																																													
7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																																													
<p>【重要機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配電盤 発電装置 交換機 自動火災報知受信機 直流水源装置 交流無停電電源装置(UPS) 中央監視装置 太陽光発電設備 																																																																
<p>(4) 設計用鉛直地震力</p> <p>設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力を同時に働くものとする。</p>																																																																
<p>(5) 軽量機器等の耐震施工</p> <p>上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入れて施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落し等に留意する。</p>																																																																
<p>(6) 建物への配管引込部の耐震処理は 〔FEP方式、地中箱方式〕とする。</p>																																																																
<p>(7) エキスペンション部の配線は、標準図により配線する。 電線管端部にはブルボックスを設ける。</p>																																																																
<p>○ 6 工事用電力、水、その他</p>																																																																
<p>○ 7 埋戻し土</p>																																																																
<p>○ 8 試運転調整</p>																																																																
<p>(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。</p>																																																																
<p>(2) 各機器の個別試験後に下記の検査・調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明装置 受変電設備 発電設備 中央監視制御設備(自動制御設備との協調) 構内交換設備 構内情報通信網設備 太陽光発電設備 																																																																
<p>納入する(種別 kg kg)</p>																																																																
<p>(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とする。 (2) 埋込型分電盤からの立ち上がり予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。</p>																																																																
<p>(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類</p> <ul style="list-style-type: none"> ステンレス製(SUS304) 溶融亜鉛メキシ(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) 屋外機器のアンカーボルトキャップ(樹脂被覆) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 ビット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 溶融亜鉛めっき 電気亜鉛めっき ステンレス製 																																																																
<p>○ 10 配管工事</p>																																																																
<p>○ 11 支持金物・固定金具</p>																																																																
<p>12 電線管の塗装</p>																																																																
<p>(1) 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外 居室 機械室 共同溝内 																																																																
<p>13 インサート</p>																																																																
<p>14 保溫、結露防止</p>																																																																
<p>15 配線器具等</p>																																																																
<p>16 ハンドホール・マンホール蓋</p>																																																																
<p>17 構内に記載した電線採用</p>																																																																
<p>18 整類</p>																																																																
<p>19 機器の取付け</p>																																																																
<p>20 幹線ケーブル</p>																																																																
<p>21 表示等</p>																																																																
<p>22 接地工事</p>																																																																
<p>23 既存の接地</p>																																																																
<p>24 接地を新設する場合は、以下による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 接地棒は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事(柱上高圧機器を除く)、受電設備等のB種接地工事、その他の面に特記する接地工事に設けること。 接地棒の材料は、下表による。(枚数及び本数は最低の値とする。) 																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>接地棒の種類</th> <th>記号</th> <th>接地棒の材 料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用</td> <td>E_A, C, D</td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>A種接地工事</td> <td>E_A</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱上高圧機器</td> <td>E_B</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B種接地工事</td> <td>E_B</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C種接地工事</td> <td>E_C</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D種接地工事</td> <td>E_D</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構内交換機用</td> <td>E_E</td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>直流水源装置(隔離)</td> <td>E_F</td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>保安用(10Ω以下)</td> <td>E_G</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安用(100Ω以下)</td> <td>E_H</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防音増幅器(100Ω以下)</td> <td>E_I</td> <td>1枚</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>避雷装置</td> <td>E_J</td> <td>1枚</td> <td>6本</td> <td>旧JIS基準の場合に適用</td> </tr> <tr> <td>低圧遮雷器(10Ω以下)</td> <td>E_K</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定補助用</td> <td>E_L</td> <td>1枚</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			接地棒の種類	記号	接地棒の材 料	備考	共用	E _A , C, D	1枚	2本	A種接地工事	E _A	6本		柱上高圧機器	E _B	2本		B種接地工事	E _B	2本		C種接地工事	E _C	6本		D種接地工事	E _D	1本		構内交換機用	E _E	1枚	2本	直流水源装置(隔離)	E _F	1枚	2本	保安用(10Ω以下)	E _G	6本		保安用(100Ω以下)	E _H	1本		防音増幅器(100Ω以下)	E _I	1枚	2本	避雷装置	E _J	1枚	6本	旧JIS基準の場合に適用	低圧遮雷器(10Ω以下)	E _K	6本		測定補助用	E _L	1枚	1本	
接地棒の種類	記号	接地棒の材 料	備考																																																													
共用	E _A , C, D	1枚	2本																																																													
A種接地工事	E _A	6本																																																														
柱上高圧機器	E _B	2本																																																														
B種接地工事	E _B	2本																																																														
C種接地工事	E _C	6本																																																														
D種接地工事	E _D	1本																																																														
構内交換機用	E _E	1枚	2本																																																													
直流水源装置(隔離)	E _F	1枚	2本																																																													
保安用(10Ω以下)	E _G	6本																																																														
保安用(100Ω以下)	E _H	1本																																																														
防音増幅器(100Ω以下)	E _I	1枚	2本																																																													
避雷装置	E _J	1枚	6本	旧JIS基準の場合に適用																																																												
低圧遮雷器(10Ω以下)	E _K	6本																																																														
測定補助用	E _L	1枚	1本																																																													
<p>25 受変電設備</p>																																																																
<p>26 発電設備</p>																																																																
<p>27 構内情報通信網設備</p>																																																																
<p>28 コンクリート貫通・はつり・穿孔</p>																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(* 行う * 行わない) 引張試験本数(* 抽出 * 全数) 																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(* 行う * 行わない) 引張試験本数(* 抽出 * 全数) 																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(* 行う * 行わない) 引張試験本数(* 抽出 * 全数) 																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(* 行う * 行わない) 引張試験本数(* 抽出 * 全数) 																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(* 行う * 行わない) 引張試験本数(* 抽出 * 全数) 																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(* 行う * 行わない) 引張試験本数(* 抽出 * 全数) 																																																																
<p>1 あと施工アンカー</p>																																																																
<p>アングラーアンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り下げる場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、筋格や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> あと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> 接着系アンカー(有機系) 金属張系アンカー(打込式) 施工前に計畫書を作成し、監督員に提出する。 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数(* 行う * 行わない) 引張試験(*																																																																

2	・ 1 雷保護設備 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ・設ける ※雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。 (2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009 (3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※詳細は、図示(図面)による。 (4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※詳細は、図示(図面)による。 (5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ・有り ※詳細は、図示(図面)による。 (6) SPDを用いた雷サージ遮断 ・有り ※詳細は、図示(図面)による。 ※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。	5	1 工程関係 施工条件	※ 調整 無し ・ 別途工事との工程調整が必要 有り 調整項目 ・ 材料等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整口 ・ 図示による ・ その他 () ※ 制限 無し ・ 制限 有り ・ 制限する工種名 () ・ 施工時期 (土日祝日のみ) ・ 施工時間 時～時まで ・ 施工方法 () 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 7 その他	・ 建設機械等の調整 ※ 制限 無し ・ 制限 有り ・ 制限する工種名 () ・ 施工時期 (土日祝日のみ) ・ 施工時間 時～時まで ・ 施工方法 () 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 () 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内) (2) 資材置き場 (※ 構内) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内) ・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による) ※ 施工方法の制限 無し ・ 施工方法の制限 有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家庭の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ のぞき ・ 調査箇所 ・ 調査による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (鉄道、電気、ガス、水道、電話、その他) ・ 制限を受ける工種 () ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	5	工事区分 別表-1の記入上の注意:※を基本とし、他の旁注記が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表-1 設備工事との工事区分表			
3	・ 1 資材調達 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。	6	2 施工時期 施工条件	※ 施工方法の制限 無し ・ 施工方法の制限 有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家庭の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ のぞき ・ 調査箇所 ・ 調査による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (鉄道、電気、ガス、水道、電話、その他) ・ 制限を受ける工種 () ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	6	工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
		資材名 規格 調達地域等									
4	・ 1 準備期間確保工事 準備期間確保工事・フレックス工事	(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 ・ 営業費:共通仮設費:労働者送迎費・宿泊費・借上費 ・ 労務管理費:募集及び解雇に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(営業費):設計書に積上げ計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: % (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に関する実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものの金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用について、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行なう場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	7	3 電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎	電気関係 機器の基礎
5	・ 2 フレックス工事 ・ 3 着工届の提出 ・ 4 コリンズの登録 ・ 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 ・ 6 その他	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。	7	4 機械関係 開口部	機械関係 開口部	機械関係 開口部	機械関係 開口部	機械関係 開口部	機械関係 開口部	機械関係 開口部	
		フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。									
		着工届は、着工後速やかに提出すること。									
		受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。									
		施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。									
		・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへばならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(準備期間確保工事)									
		・ 工事の始期までの着工予定期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへばならない。なお、着工予定期間中に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(フレックス工事)									

6	・ 1 内容 現場環境改善(快適トイレの設置)	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式・洋風便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 貓い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする) <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場で男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 縦・手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 搬音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 奥気対策機能の多量化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、從来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	9 熱中症対策	<p>(1) 工期・工程等 ・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定期の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●※1(福島)地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を開所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が 1) の日数から着しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 桧川, 福島, 畿會, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>桧原, 喜多方, 西会津, 鹿苦代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 桧枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 畿會, 濱江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 桧川, 福島, 畿會, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 鹿苦代	南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐	相双	相馬, 畿會, 濱江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜
建設事務所管内	観測地点																					
県北	茂庭, 桧川, 福島, 畿會, 二本松																					
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																					
県南	白河, 東白川																					
会津若松	金山, 若松																					
喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 鹿苦代																					
南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐																					
相双	相馬, 畿會, 濱江, 川内, 広野																					
いわき	山田, 小名浜																					
7	・ 1 再生資源利用計画書 ・ 2 再生資源利用促進計画書	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	9 熱中症対策																			
8	1 内容 総合評価方式における技術提案書の確認	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	9 熱中症対策																			
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名		工事名称																	
設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者 氏名	印	図面名称	電気設備工事特記仕様書(3)	図面番号																